慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	グローバルな正義論における秩序構想と動機の問題をめぐって：コック・チョル・タンの議論の批判的検討を手がかりに
Sub Title	On the problem of the motivation for realizing an order of global justice : a critical consideration on Kok-Chor Tan's arguments
Author	藤原, 拓広(Fujiwara, Takuhiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2021
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.129, (2021. 6) ,p.97- 129
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20210615-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

グローバルな正義論における秩序構想と動機の問題をめぐって

――コック・チョル・タンの議論の批判的検討を手がかりに――

藤原拓広

一　序
二　問題状況――コスモポリタニズム対ナショナリズムという対抗軸――
三　タンの議論――秩序構想と動機の問題を中心に――
　㈠　コスモポリタニズムとナショナリズムとの架橋
　㈡　道徳的領域の拡大可能性
四　批判的検討
　㈠　ナショナルな次元とグローバルな次元との区分の必要性
　㈡　動機の問題をどのように論じるべきか
五　結　語

一　序

本稿の目的は、「グローバルな正義論」（global justice）における秩序構想と動機の問題について、カナダの政治哲学者コック・チョル・タン（Kok-Chor Tan）の議論の批判的検討を通じて考察することである。

近年、政治哲学の分野では、グローバルな正義論、とりわけ「グローバルな分配的正義論」（global distributive justice）が活発に論じられるようになってきている。[1] 本稿は、このグローバルな分配的正義論をおもに扱うものである。いい換えれば、本稿では、単一の分配的正義の構想をグローバルに拡大することは可能なのか、それともそうした構想はある一つの共同体（たとえばネイション）にしか適用できないものなのか、という問題を念頭に議論が進められることになる。[2]

議論の本題に入るに先だって、ここでまず、そもそも本稿のいう「グローバルな（分配的）正義」という語が何を意味しているのかを明らかにしておきたい。

元来、分配的正義論とは、「必要または要求が競合する諸個人のあいだで、社会（集団）が希少な資源または生産物をどのように分配するかを問う研究」[3] である。ジョン・E・ローマー（John E. Roemer）のいうように、こうした問いは二〇〇〇年以上の歴史を有しており、プラトンやアリストテレスによっても取り組まれてきた。[4]

周知のとおり、ジョン・ロールズ（John Rawls）は、『正義論』（*A Theory of Justice*）において、分配的正義の基本原理として「正義の二原理」を示した。[5] 本稿では、「グローバルな分配的正義」という語は、このロールズの正義の二原理のような何らかの単一の分配的正義の原理をグローバルに拡大することは妥当だという見解を包含する語として用いることとする。

だが、後述するように、デイヴィッド・ミラー（David Miller）は、そのような意味での「グローバルな分配的正義」をしりぞけながらも、単一の分配的正義の構想をグローバルに拡大することを含意しない「グローバルな正義」の存在を認めている。彼は、分配的正義の構想はネイションによって異なり、また各ネイションの枠内でもっともうまく実現されるゆえに、単一の分配的正義の構想をグローバルに用いることは否定しつつも、「グローバルな正義」の価値自体は認めているのである。なお、ミラーの議論の場合、「グローバルな正義」とは、基本的人権の保障、搾取の禁止、各ネイションの自己決定の尊重からなるものである。本稿においては、そうした「グローバルな正義」と「グローバルな分配的正義」とを明確に区別して用いることとする。(6)

本稿では、グローバルな正義論のなかでも、秩序構想と動機の問題にとくに着目する。(7) その際、本稿においては、コスモポリタニズム対ナショナリズムという対抗軸にしたがい、議論をおこなうこととする。秩序構想の問題に関しては、分配的正義を実現する政治的単位として、ナショナルな共同体の意義をどの程度認めるべきなのかが、動機の問題については、国境を越えた正義の実現を動機づけ得るものは何だと考えるべきなのかが、大きな争点となっている。

本稿でおもに検討するタンは、その主著たる『境界なき正義』（*Justice without Borders*）において、一般的に対立するものと考えられているコスモポリタニズムとナショナリズムとが矛盾しないものであることを示す議論を展開し、秩序構想と動機の問題について考察している。タンは、グローバルな分配的正義の実現の必要性を主張する平等主義的なコスモポリタニズムを支持しながらも、それとリベラルなナショナリズムとを調和させようと試みているのである。また、そのうえで、国境を越えた正義を実現するための動機についても考察をおこなっているのである。だが、私見では、彼の議論は、コスモポリタニズムとナショナリズムとを架橋しようとしている点で大きな意義を有しているものの、秩序構想と動機の問題を十分に解決できているとはいえないように思われる。私が指摘したいのは、おも

に以下のようなことである。

すなわち、タンは、それら二つの立場を架橋する際、グローバルな社会という一元論的な秩序観を議論の理論的前提としてしまっている。彼は、いわゆるリベラル・ナショナリズム論にも親和的な議論を展開しているものの、グローバルな分配的正義の実現を要求する点でそうした議論を実質的に切り崩してしまっているのである。グローバルな次元で公正な財の分配に関する合意が存在しないことなどをふまえれば、グローバルな分配的正義は、実現が困難であり、また各ネイションごとの多様性を否定してしまうため望ましくない。もしそうであれば、タンのようにグローバルな分配的正義を実現する動機を探究する必要性はあまりないだろう。分配的正義を実現する動機は、ナショナルな文化やアイデンティティに求め、それよりも薄い道徳をグローバルな次元で実現するための動機について真正面から取り組むべきなのである。

以上のように、本稿では、おもに『境界なき正義』におけるタンの議論を批判的に検討することをとおして、グローバルな正義論における秩序構想と動機の問題について論じる際に留意すべきことを明らかにし、今後の議論の構築にむけての足がかりをつくりたいと考えている。

本稿の構成は、次のようなものである。第二章では、グローバルな正義論におけるコスモポリタンとナショナリストとの論争を、秩序構想と動機の問題に焦点を当てながら概観する。第三章では、コスモポリタニズムとナショナリズムとを架橋しようと試みているタンの議論について確認する。第四章では、タンの議論を批判的に検討し、秩序構想と動機の問題について考察する。第五章では、全体のまとめをおこなう。

二　問題状況――コスモポリタニズム対ナショナリズムという対抗軸――

規範的国際関係理論の分野においては、コスモポリタンとコミュニタリアンとが活発な議論を展開してきた。いわゆる「コスモポリタン－コミュニタリアン論争」（cosmopolitan-communitarian debate）である。[8] クリス・ブラウン（Chris Brown）によれば、この論争は、次のようなものである。

> コスモポリタン－コミュニタリアンという対抗軸は、規範的国際関係理論におけるもっとも中心的な問いと直接的にかかわっている。すなわち、道徳的価値は、全体としての人類ではなく個別の政治的集団に付与されるべきか、あるいは個々の人間の要求に対して付与されるべきか、という問いである。コミュニタリアン的な思想は、ここに対立があることを否定するか、明白に中心的な価値を共同体に付与しようとする。一方で、コスモポリタン的な思想は、道徳的価値の究極的な源泉を共同体ではない何かに求め、共同体に中心的な地位を与えることを拒絶する。[9]

コスモポリタンとナショナリストとのあいだの近年の論争は、この「コスモポリタン－コミュニタリアン論争」と通底するものである。[10]

まず、コスモポリタニズムの思想とその秩序構想について確認したい。トマス・ポッゲ（Thomas W. Pogge）によれば、あらゆるコスモポリタニズムの思想は、次の三つの要素を共有しているという。[11] すなわち、「個人主義」（individuality）、「普遍性」（universality）、「一般性」[12]（generality）である。リチャード・シャプコット（Richard Shapcott）は、ポッゲのこうした指摘をふまえ、「極論すれば、コスモポリタニズムとは、どこの誰であろうと人はみな道徳的

に重要な資源を共有しており、平等な道徳的尊重に値するという主張である[13]」と述べている。

コスモポリタン的思想の特徴は、『正義論』をグローバルなレベルに適用しようと試みるチャールズ・ベイツ（Charles R. Beitz）らの議論にも受け継がれている。彼らは、分配的正義の問題において、コスモポリタニズムの議論を展開しているのである。いい換えれば、地球上のすべての人類に普遍的かつ公平に適用されるグローバルな分配的正義の構想として、コスモポリタニズムを論じているのである[14]。こうした立場は、「リベラル・コスモポリタニズム」（liberal cosmopolitanism）と呼ばれる。

当然ながら、そうしたコスモポリタニズムの思想から導きだされる世界秩序構想では、ネイションが重要な地位を与えられることは少ない。個人主義、普遍性、一般性を重視する「コスモポリタンからすれば、ナショナル・アイデンティティは、平等に処遇される権利と何の関係もない恣意的な性質[15]」だからである。

次に、ナショナリズム、とりわけ「リベラル・ナショナリズム」（liberal nationalism）について述べていく。施光恒によれば、「リベラル・ナショナリズムとは、リベラル・デモクラシーの政治においてナショナリティの意義を評価し、ナショナリティの維持・発展に対する政治の関与を一定程度認め肯定するが、そうした政治に対するリベラルな制約もまた重視する立場であると規定できる[16]」という[17]。

分配的正義に関していえば、リベラル・ナショナリズム論の理論家は、そうした正義の構想は、ネイションごとにそれぞれ異なり、また各ネイションの内部でもっともうまく実現されるため、その構想をグローバルに拡大することは望ましくないだろうと論じる[18]。彼らは、ナショナルな自己決定の原理の重要性や、ネイションという共同体の有する動機づけ力などに鑑み、一つの社会正義の構想は一つのナショナルな共同体の枠内で実現されるべきだと考えるのである。

本稿がとくに着目する動機の問題に関してもう少し述べておけば、リベラル・ナショナリズムの理論家は、共通の

ナショナルな文化やアイデンティティを有する人々のあいだでは、分配的正義を実現する動機が生じやすいと論じる。その理由は、そうした人々のあいだには、連帯感や信頼感という感情が生まれやすいからである。リベラル・ナショナリストは、同じネイションへの帰属に基づくそのような感情が存在しなければ、現在の世界で分配的正義を実現することは困難だと考えているのである。ウィル・キムリッカ（Will Kymlicka）とクリスティーヌ・シュトレーレ（Christine Straehle）が端的にまとめているように、

> 見知らぬ他者のために犠牲を払ったとしても、それが何らかの意味で「われわれ一員」のために払う犠牲であるには、与える者と与えられる者を結びつける何らかの共通のアイデンティティや帰属意識がなければならない。また、犠牲は報われるだろうという深い信頼感もなければならない。［…］リベラル・ナショナリストによれば、ナショナル・アイデンティティがこうした共通のアイデンティティや信頼感をもたらしてきたのであり、現代世界では、他のいかなる社会的アイデンティティも、親族集団や信仰集団の壁を越えて、（たんに緊急時に人道支援をするのではなく）継続的に犠牲を払う動機にはならないのである。[19]

ただし、先述したとおり、リベラル・ナショナリズムの代表的論者であるミラーは、「グローバルな分配的正義」には否定的な立場をとるものの、「グローバルな正義」そのものを否定するわけではない。[20] 実際に、彼は、グローバルな正義の義務として、基本的人権の保障義務、搾取の禁止義務、ナショナルな自己決定の援助義務をあげている。[21] ミラーは、ある一つの社会正義の構想をグローバルに拡大することは否定する一方で、そのことを含意しない「グローバルな正義」の重要性は認めているのである。

リベラル・ナショナリズムから導きだされる世界秩序構想は、コスモポリタン的な秩序構想とは大きく異なるものになる。いい換えれば、ナショナルな共同体の意義を大いに認める秩序構想になる。リベラル・ナショナリズム論の

理論家は、ボーダーレスな「雑居型」の世界ではなく、ネイションという単位に重要性を認める「棲み分け型」の世界を理想とするのである。[22] ここでいう「棲み分け型」の世界とは、「それぞれの国の人々が多様な外来の知に学びつつも、土着の文化を活かし発展させる自分たちの国作りに従事し、公正に棲み分ける世界」[23]を意味する。こうした世界であれば、分配的正義の構想（およびそれを体現するものとしての再分配的福祉政策）の多様性を尊重することができるのである。

神島裕子によれば、コスモポリタンとナショナリストとのあいだには、以上のような論争があるものの、国境を越えた正義を実現する動機を何に求めるかという点においては、ある程度の一致が見られるという。[24] すなわち、コスモポリタンもナショナリストも、そうした動機は人権の尊重だと考えているのである。人権の尊重という「動機への訴えは、ベイツとポッゲ、ヌスバウムなどのリベラルなコスモポリタンの議論のみならず、リベラルなナショナリストであるミラーの議論にも見出されるものであり、大抵の人の理性と感情に働きかけて、彼らの行動を方向づける力をもつ」[25]ということである。

だが、人権の尊重という動機が本当に国境を越えた正義を実現する動機たり得るのかについては疑問が残る。実際問題、人権のような抽象的原理の尊重という動機を正義実現の動機として提唱する論者に対しては、いくつもの批判が投げかけられている。

たとえば、政治哲学者のパティ・タマラ・レナード（Patti Tamara Lenard）は、動機づけに関するコスモポリタンの議論の一つとして、「グローバルな連帯の正義に基づく説明」[26]（justice-based accounts of global solidarity）という抽象的な原理に動機づけ力があることを認める議論に触れ、批判的に考察している。[27] レナードによれば、この議論では、「なぜ現実世界の人々はコスモポリタンではないのか」を説明できない。もし本当に人間がそうした原理で十分に動機づけられるのであれば、現実世界の人々はグローバルな正義の義務を果たしている、あるいは果たそうと努力している

はずだが、実際はそうではないだろう、ということである。

また、リベラル・ナショナリストのミラーも、グローバルな正義を実現する動機について十分に検討できていないことを批判されている[28]。「国内の社会正義に関しては情緒的動機の側面が重視され、国際社会の正義の問題については情緒的側面に触れず抽象的原理への訴えかけのみで議論を終えてしまっているのは整合性に欠ける[29]」のではないか、というわけである。

このように、コスモポリタンもナショナリストも、国境を越えた正義を実現する動機に関しては十分な議論を展開できていないのである。

三　タンの議論――秩序構想と動機の問題を中心に――

本章では、タンの議論を概観する。

第一節では、タンの『境界なき正義』をおもに参照しながら、彼がいかにしてコスモポリタニズムとナショナリズムとを調和させようとしているのかを概観したうえで、彼の秩序構想を確認する。第二節では、タンが、国境を越えた正義を実現する動機についてどのように考えているのかを述べる。

㈠　コスモポリタニズムとナショナリズムとの架橋

まず、タンの立場について確認しておきたい。伊藤恭彦によると、タンは、「現実に近づくコスモポリタニズム」の理論家の一人である[30]。タンの議論は、現実離れしたものになりがちな「コスモポリタン的正義を現実（現時点での境界線）と調和（妥協）させようとする[31]」議論の一つだ、ということである。

タンはコスモポリタンであるが、とりわけ平等主義的なコスモポリタンである。彼は、ロールズ的な分配的正義の原理をグローバルに適用すべきだと主張する。[32] 彼によれば、グローバルな分配的枠組みは、ロールズの正義の二原理の第二原理、すなわち「格差原理」（difference principle）と「公正な機会均等」（equality of opportunity）を満たすものでなければならないのである。単一の分配的正義の原理をグローバルに拡大しようとする点で、タンの議論は、ベイツらの議論を踏襲したものである。

だが、タンは、他の多くのコスモポリタンとは異なり、ナショナリズムの主張に対しても一定の理解を示している。そして、みずからの主張する平等主義的コスモポリタニズムとナショナリズムとを架橋しようと試みている。ここで留意しておきたいのは、彼がコスモポリタニズムと調和させようとしているのは、前章で簡単に概観したリベラルなナショナリズムだということである。[33]

タンは、リベラル・ナショナリズムは、普遍主義や個人主義といったリベラルな価値を重んじながら、「ナショナルな自己決定」（national self-determination）や「ナショナルな文化」（national culture）の意義を認める思想だという。[34]

まず、ナショナルな自己決定について述べていく。タンによると、個人主義者であるリベラル・ナショナリストにとって「ナショナルな自決が重要なのは、ネイション自体が卓越的な道徳的価値を享受しているからではなく、ナショナリティが諸個人にとって価値あるものだからである」。[35] いい換えれば、各ネイションが独自の政治制度を有し、自分たちの将来を自分たち自身で決定できなければならないのは、ネイションが道徳的に重要な共同体だからではなく、ナショナルな文化やアイデンティティがそのネイションに帰属する諸個人にとって有意義なものだからである。ナショナルな文化やアイデンティティを保護し、それらのあり方を自分たちでコントロールするには、そのネイションが自決を達成できている必要があるのである。また、タンによれば、リベラル・ナショナリストは普遍主義者でもあるため、「ナショナルな自決の権利が、すべてのネイションが有する普遍的な権利だということ」[36] も認めるという。

次に、ナショナルな文化についてである。タンによると、（すでに少し言及したように）リベラル・ナショナリストは、ナショナルな文化的文脈ではリベラル・デモクラシーの諸価値が実現されやすいため、ナショナルな文化は重要だと考えているという。その諸価値とはたとえば、個人の自律、社会正義、デモクラシーなどである。ここでも、個人主義者であるリベラル・ナショナリストから見れば、ナショナルな文化は、そのネイションの内部の諸個人にとって価値があるため重要なのである。

タンによれば、そうしたリベラル・ナショナリズムは、以下の二つの点でコスモポリタニズムと矛盾すると一般的に考えられているという。第一に、リベラル・ナショナリズムは、ナショナルな自決の原理、およびネイションごとに固有の政治制度を重要視するため、ナショナルな制度より上位のグローバルな制度の設立の必要性を唱えると考えられているコスモポリタニズムと矛盾するだろうと思われている。第二に、リベラル・ナショナリズムは、ナショナルな文化の重要性を主張する思想であるため、個人の特定の文化への愛着に疑念を抱く思想だと理解されているコスモポリタニズムとは相いれないと考えられている。[37]

タンの議論の目的は、そのような誤った理解を修正し、グローバルな分配的正義を唱えるコスモポリタニズムとリベラル・ナショナリズムとを調和させることにある。

では、タンは、いかにしてコスモポリタニズムとナショナリズムとを架橋しようと試みているのであろうか。まず、第一の矛盾について見ていきたい。

タンはここで、コスモポリタニズムと、ナショナルな自決を重視するリベラル・ナショナリズムとを調和させるために、「制度的コスモポリタニズム」（institutional cosmopolitanism）と「道徳的コスモポリタニズム」（moral cosmopolitanism）という区別を用い、議論を展開している。[38]

「制度的コスモポリタニズム」が、世界国家の設立を呼びかける立場である一方で、「道徳的コスモポリタニズム」

は、たんに「個人が道徳的価値や関心の究極的単位だ」[39]と主張するのみで、ナショナルな制度より上位の制度の設立の必要性を訴えるわけではない。

タンによれば、「制度的コスモポリタニズム」は、ナショナルな自己決定の原理を侵害する世界国家の設立を主張するため、リベラル・ナショナリズムと矛盾する。しかしながら、「道徳的コスモポリタニズム」は、そうしたグローバルな制度の設立を要求しないため、リベラル・ナショナリズムと矛盾しない。つまり、タンの提唱するようなグローバルな平等主義に基づくコスモポリタニズムであっても、それが「道徳的コスモポリタニズム」の立場をとる場合、ナショナルな自決の理念を重視するリベラル・ナショナリズムと調和的であり得るのである。

次に、一般的に理解されている第二の矛盾についてである。タンは、コスモポリタニズムと、文化に重きを置くリベラル・ナショナリズムとを架橋するために、「文化に関する教説としてのコスモポリタニズム」（cosmopolitanism as a doctrine about culture）と「正義に関する教説としてのコスモポリタニズム」（cosmopolitanism as a doctrine about justice）という区分を使いながら、議論をおこなっている。[40]

前者の「文化に関するコスモポリタニズム」とは、真に自律的な人間はある特定の文化から自由な人間であると考え、人々の特定の文化への帰属に批判的な態度をとる立場である。対して、後者の「正義に関するコスモポリタニズム」とは、財や資源の分配は国境線とは無関係に決定されるべきだとする立場である。この立場は、前者の立場と異なり、人々の文化への所属について批判的な態度をとることはない。

タンによれば、「正義に関するコスモポリタニズム」は、（「文化に関するコスモポリタニズム」のように）人々の特定のナショナルな文化への所属を否定するものではないため、リベラル・ナショナリズムと矛盾しないという。換言すれば、グローバルな分配的正義の実現を要求するコスモポリタニズムであっても、特定の文化への愛着を否定しないかぎり、リベラル・ナショナリズムと両立し得るということである。

秩序構想について、タンは、目指すべき国際秩序とは、ネイション間の経済的平等が達成された国際秩序、すなわち「平等主義的な国際秩序」（egalitarian international order）であると論じる。[41] リベラル・ナショナリストの重視するナショナルな自己決定に関していえば、各ネイションのあいだでの平等が実現され、すべてのネイションが自決を達成した国際秩序が望ましいという。[42]

タンがネイション間での平等を重視するのは、そのような状態が達成されなければ、すべてのネイションが自決を達成することは困難だと考えているからである。たとえば、ネイション間に経済的不平等が存在するとき、その不平等は国際社会における影響力の差と密接にかかわる。先進国と発展途上国とでは、当然ながら先進国の方がグローバルな意思決定（global decision-making）における影響力は大きいだろう。もしそうであれば、貧しいネイションが自己決定を達成しようとしても、グローバルな意思決定、つまり貧しいネイションの人々の手の届きにくいところでの意思決定によって、彼らは自決を十分に達成することができない可能性があるのである。[43]

タンによれば、このような状況、つまりネイション間の経済的不平等によって一部のネイションが自決を達成できない状況を改善するには、グローバルな分配的正義、および国際的平等を実現するほかない。すなわち、

> もしリベラル・ナショナリストが、自決の理念を普遍的な理想として真剣に受けとめているのであれば、彼らは、国際的平等主義者でもなければならない。自決という目標は、何よりもまずネイション間の経済的平等が実現された環境下でのみ達成され得るのである。[44]

このようにタンは、コスモポリタンだけでなくナショナリストもが、平等主義的な国際秩序の実現を目指すべきだという。その理由について、タンはさらに、リベラル・ナショナリストの「悲劇的な葛藤」という議論を用いて説明

する。[45]

この悲劇的な葛藤とは、次のようなものである。[46] まず、リベラル・ナショナリストにとって、移民を制限することは、共通のナショナル・アイデンティティを保護するために重要である。しかしながら、移民の制限は、経済的機会を求めて途上国から先進国に移動する人々の機会をはく奪してしまう。いい換えれば、機会の均等というリベラルな考えを侵害することになってしまうのである。つまり、移民の問題を目の前にして、リベラル・ナショナリストは、ネイション形成という目的と、機会の均等という理念とのあいだで葛藤することになるのである。

タンは、リベラル・ナショナリストがそうした葛藤を克服するためには、先述のような国際秩序、すなわち平等主義的な国際秩序を実現すべきだと論じる。なぜなら、富や資源が再分配された世界が実現されれば、途上国の人々は経済的機会のために先進国に移動する必要がなくなるからである。もしそうなれば、各ネイションは、機会の均等という原理を侵害することなく、移民の流入を制限することができるようになるというわけである。換言すれば、リベラル・ナショナリストは、グローバルな分配的正義を認めることによってのみ、移民の制限に関する議論を（リベラルな考えを侵害することなく）展開できるようになるのである。[47]

(二)　道徳的領域の拡大可能性

タンは、動機づけに関するリベラル・ナショナリスト的議論、すなわち共通のナショナリティが道徳的領域を同国人にまで拡大し、社会正義を実現するための重要な前提を提供してきたという議論を認める。だが、彼は、多くのリベラル・ナショナリズム論の理論家とは異なり、道徳的領域が国民国家をも越えて、グローバルに拡大する可能性も指摘している。[48] タンは、かつてネイション形成が単一の分配的正義の構想が適用され得る道徳的領域の拡大を可能にしたのであれば、今度はそうした領域がネイションを越えて拡大し、将来的にはより広い道徳的領域が形成される可

能性も否定できないだろう、と考えているのである。

では、そのようなことはいかにして可能となるのだろうか。タンはその点について多くを語っていないが、若干の言及はおこなっている。彼は、人々が、教育を受けることをとおして、グローバルな分配的正義を実現する動機を得ることができる可能性を示唆しているのである。[49] 国境を越えた正義を実現する動機を教育によって調達しようと考える論者としては、教育学者のオードリー・オスラー（Audrey Osler）やヒュー・スターキー（Hugh Starkey）、哲学者のマーサ・ヌスバウム（Martha C. Nussbaum）らがあげられるが、タンの議論の特徴は、コスモポリタン的な教育とナショナルな教育とが両立可能であることを強調している点にあるといえる。[50]

タンはこうした議論をおこなうに際して、エイミー・ガットマン（Amy Gutmann）の「民主的ヒューマニズム」（democratic humanism）についての議論に依拠している。[51] 民主的ヒューマニズムとは、「市民たちがみずからの政治文化の一部として正義――同じ市民、ならびに他の社会の市民である同じ人類のための正義――について熟慮するよう推奨する教育を支持する」[52] 思想を指す。

タンは、この民主的ヒューマニズムをふまえ、ナショナルな教育とコスモポリタン的教育とは矛盾しないと考察している。彼によれば、「よい愛国者とは、同胞国民の利益という限定された利益を越えて、外国人の利益にも配慮できる者なのである」[53]。つまり、タンは、既存の教育に加えてコスモポリタン的な教育も実施していくことで、「外国人の利益にも配慮できる」愛国者を生みだすべきだと考えているのである。

四　批判的検討

本章では、前章で概観したタンの議論を批判的に検討し、グローバルな正義論における秩序構想と動機の問題につ

いて考察する。

第一節では、タンが『境界なき正義』において、コスモポリタニズムとナショナリズムとを架橋し、そのうえで平等主義的な秩序構想を提唱しているとき、ナショナルな次元とグローバルな次元との区分の必要性を軽視する傾向があることを指摘する。第二節では、その傾向が、国境を越えた正義を実現する動機について論じる際にも見られることを批判する。

㈠　ナショナルな次元とグローバルな次元との区分の必要性

前章で概観したように、タンは、平等主義的コスモポリタンである。ナショナルな自己決定や文化の原理にも一定の理解を示し、「道徳的コスモポリタニズム」や「正義に関するコスモポリタニズム」を重視した議論を展開するものの、グローバルな分配的正義、および平等主義的な国際秩序構想の実現を主張する時点で、そうしたリベラル・ナショナリズム論に親和的な議論は切り崩されてしまっているように思われる。

まず、タンがナショナルな自決や文化を重視するのであれば、やはり国内的な分配的正義とグローバルな正義とのあいだには、明確に線を引かなければならないだろう。換言すれば、グローバルな分配的正義のようなものは志向すべきではないであろう。

その理由の一つは、ミラーが述べるように、ナショナルな次元においては、財の公正な分配に関する合意が存在するが、グローバルな次元では、基本的人権のような最低限のものを定めるものをのぞいて、そのような合意は存在しないからである。[54] 分配的正義を実現するには、人々のあいだに平等についての共通の理解が存在することが不可欠であるが、グローバルなレベルではそうしたものは見られないため、そこで分配的正義を実現することは困難だろう。さらにいえば、合意がないところに無理に合意をつくりだそうとすれば、各ネイションごとの多様性は失われてしま

うであろう。

この点については、マイケル・ウォルツァー（Michael Walzer）も指摘している。道徳についての語りを厚い（thick）ものと薄い（thin）ものとに区分するウォルツァーによれば、分配的正義についての語りは厚い語りであり、グローバルな次元で通用するものではない[55]。財の分配に関する「語りは言語から見ると特有の言葉遣いに満ちているし、文化的な言及対象から見ると個別主義者のものであり、歴史に依存し、ことこまかなものになっているという二つの意味で状況に埋め込まれている[56]」。それゆえ、彼によると、「分配的正義の思想は、そこにおいて分配がおこなわれる境界づけられた世界を前提とする[57]」のである。

以上のような批判に対して、タンは、次のような反論を試みている。その反論とはすなわち、グローバルな平等（不平等）の測定基準として、たとえば開発経済学における「人間開発」（human development）の指数を据えることは可能である。いい換えれば、人間開発指数のように、広範で文化横断的な平等に関する合意は存在するのだ、という反論である[58]。

ミラーは、グローバルな平等の基準として、人間開発指数を使おうとする議論を批判する。なぜなら、そうした指数は、そもそもの平等の意味を特定するには役立たないからである[59]。すなわち、ミラーによれば、人間開発指数では、「不平等の言語道断な形態については確定できるかもしれないが、（機会の）平等が何を意味しているのかを特定することはできないままなのである[60]」。ミラーの指摘が正しければ、タンの反論は、あまり十分なものとはいえないであろう。

ここまでの議論をふまえれば、平等主義的コスモポリタニズムに基づくタンの国際秩序構想も、不十分なものだといわざるを得ない。グローバルな分配的正義の実現を前提とする平等主義的な国際秩序構想は、リベラル・ナショナリズムの観点から見れば、望ましいものではない。なぜなら、こうした秩序構想は、どうしてもナショナルな自己決

定というリベラル・ナショナリスト的な価値と矛盾してしまうからである。

このような批判に対して、タンは、次のように反論するだろう。[61] すなわち、リベラル・ナショナリストが「リベラル」であるためには、彼らはナショナルな自己決定に対する「リベラルな制約」を認めなければならない。富や資源のグローバルな再分配は、そうした「リベラルな制約」と見なされるべきなのである、と。

だが、もし本当に平等主義的な国際秩序を実現しようとすれば、またその過程で大規模な富や資源の再分配をおこなおうとすれば、各ネイションは自己決定の権利をはく奪されてしまうことになるだろう。[62] 国際的な平等の実現のためにどれほどの時間がかかるかはわからないが、ネイションがそのあいだ、自決を達成できなければ、将来的に大きな禍根を残してしまうことになるはずである。[63] タンの議論は、ナショナルな自決の価値に理解を示しているものの、グローバルな分配的正義の要求によって、それを実質的に放棄してしまっているのである。

それでもタンは、国際的な平等を実現するために各ネイションが自決の権利をはく奪されることはやむを得ないことだと反論するだろう。彼にとって、各ネイションが自決を達成し、独自の分配的正義の構想を実現することの価値は、グローバルな分配的正義を実現することの価値より下位に位置づけられているのである。換言すれば、グローバルな分配的正義、そして国際的な平等の実現は、それぞれのネイションが社会正義を追求するために達成しておかねばならない前提だということである。[64]

レナードとマーガレット・ムーア（Margaret Moore）は、こうしたタンの議論に対して、人類に対する一般的な義務がいつも同胞国民に対する特別な義務より優先されなければならないとはいえないであろうと反論している。[65] 各ネイションの自決の達成、および独自の社会正義の構想の実現が、グローバルな分配的正義と国際的な平等の実現よりも優先される場合もあるだろうということである。少なくとも、タンがナショナルな自己決定やナショナルな文化の価値にも重きを置きたいのであれば、そのような場合が存在することも認めなければならないと思われる。[66]

なお、タンは、国際的平等の実現の必要性を主張する際の論拠として、ネイション間の経済的不平等にともなう国際社会における発言力の差をあげているが、この論法には飛躍が見られる。つまり、不平等によってグローバルな意思決定に十分に参加できず、ナショナルな自決を達成できないネイションが存在するのであれば、経済的地位が低いネイションであってもそうした意思決定に加われるような制度的工夫をおこなうべきなのではないだろうか。グローバルな分配的正義を実現し、いまネイションがもっている自決権をはく奪してしまうのは、やはり本末転倒だと思われるのである。

以上、ミラーらの議論を援用しながら、タンの議論を批判的に検討してきた。ここで強調しておきたいのは、上述したように、ミラーらは「グローバルな分配的正義」は否定しつつも、「グローバルな正義」の重要性は認めているということである。たとえば、ミラーは、グローバルな正義の義務として、基本的人権の保障義務、搾取の禁止義務、ナショナルな自決の援助義務をあげている。

ミラーは、基本的人権という原理がグローバルな正義の原理たり得る理由について説明する際、ジョエル・ファインバーグ（Joel Feinberg）の「要比較的な原理」（comparative principle）と「無比較的な原理」（noncomparative principle）という区別を参照している[67]。ここでの要比較的な原理とは、ある人の状況と他の人々の状況とを比較することで評価できる原理であり、無比較的な原理とは、ある人と他の人々の状況とを比較することなく評価可能な原理である。ミラーは、平等の原理が要比較的な正義の原理であるのに対して、人権の原理は無比較的な正義の原理であると述べる。彼によれば、要比較的な原理（平等の原理）が、ある一つのナショナルな次元の内部でしか通用しない一方で、無比較的な原理（人権の原理）は、グローバルな次元で通用するのである。

人権がグローバルな正義の原理であり得るといっても、当然ながら、一般的に人権と呼ばれるすべてのものが、そうした原理たり得るわけではない[68]。ミラーは、基本的人権を特定する際、人間の「基本的ニーズ」（basic needs）に訴

えかける方法を用いる。[69] ここでの「ニーズとは、害悪を被るのを防ぐために必要となる事物や条件を指す」。[70] こうしたニーズをある人が確保できない場合、その人は基本的権利を侵害されているということができるのである。また、ミラーによれば、このように人々の基本権が侵害されている状況は、グローバルな正義の義務を喚起し得るのである。

タンのいうリベラル・ナショナリストの悲劇的な葛藤に関していえば、ネイションは、この基本的人権の保障義務や搾取の禁止義務、およびナショナルな自決の援助義務を果たすことで、移民の制限をおこなうことを認められるべきである。[71] 換言すれば、タンは、ネイションはグローバルな分配的正義、および平等主義的な国際秩序を実現することで、移民を正当に制限し得ると主張していたが、実際には、国作りの援助などをとおして公正な「棲み分け型」の世界を実現することによって、ネイションは移民政策をみずから決定する権利を認められるべきだ、ということである。このような議論であれば、「リベラルな制約」をネイションに課しつつも、ナショナルな自決の価値を尊重することができるのではないだろうか。当然ながら、基本的人権の保障、搾取の禁止、ナショナルな自決の達成の援助という「リベラルな制約」は、タンの提唱する「リベラルな制約」、すなわち国際的平等に比べて薄いものである。そのため、彼はこの結論には納得しないかもしれないが、こうした議論はタンとリベラル・ナショナリストとの落としどころとしては妥当なように思われる。[72]

㈡　動機の問題をどのように論じるべきか

国境を越えた正義を実現する動機に関して、タンは、次のような議論をおこなっていた。つまり、ネイション形成が道徳的領域の拡大を可能としたのであれば、それがグローバルに広がる可能性も否定できない。教育という手段をとおして、同国人の利益だけでなく外国人の利益をも考慮できる人々を生みだすべきだ、という議論である。

私は、国境を越えた正義を実現する動機を教育から調達しようとする議論は、大変有意義なものだと考えている。

たとえば、教育をとおして途上国の人々が置かれている境遇を先進国の人々に伝えることは、人道支援を動機づけるうえで重要な役割を果たしているように思われるからである。そうした教育を既存のナショナルな教育とともに実施することは、有意味であろう。

だが、ここで留意しておきたいのは、タンがその実現にむけて人々を動機づけたいと考えているのは、「グローバルな分配的正義」だということである。グローバルな分配的正義と比べてはるかに弱い基本的人権の保障のような正義でさえ、現在の世界では十分に実現されていないにもかかわらず、人々に継続的な犠牲を求めるグローバルな分配的正義を実現する動機を教育によって調達することは可能なのだろうか。

タンは、ネイションが教育を通じて人々に共通のアイデンティティや連帯意識を提供してきたことをふまえれば、それは可能だ、というのだろう。しかしながら、彼は、いかなる教育を実施すれば、そのことが可能となるのかを十分に示していない。そのため、ここでは、ネイションがこれまでどのような教育によって、ナショナルな次元で人々に分配的正義を実現する動機を与えてきたのかを確認したうえで、そうしたことがグローバルな次元でも実現可能なのかを考察していきたい。

キムリッカによれば、ネイションはおもに言語教育と歴史教育によって、社会正義の実現に不可欠なナショナル・アイデンティティを育んできた[73]。ネイションは、共通のナショナル・アイデンティティを構築するために、教育をとおして人々に言語と歴史の共有をうながしてきたのである。

しかしながら、グローバルな次元で共通の言語や歴史を教育をとおして普及させることは、やはり困難だと思われる（可能であったとしても、普及された言語や歴史は、一国内のそれと比べてかなり薄いものになるだろう）。もし強引にそうした教育を実施しようとすれば、ナショナルな教育はおろそかになってしまい、各ネイションの文化の独自性や共通のアイデンティティの感覚は薄れてしまうであろう。そして当然のことながら、それぞれのネイションの内部での連帯

意識も薄れてしまうはずである。このことに鑑みれば、グローバルな分配的正義の動機を人々に提供することは、やはりむずかしいように思われるのである。

また、前節での議論をふまえれば、実際に道徳的領域がグローバルに拡大し得るのかはさておき、そもそもこうした動機についての語り方、すなわち人々の道徳的領域を拡大することでグローバルな分配的正義を実現する動機を得ようとする語り方は適切ではないと思われる。つまり、「グローバルな分配的正義」を実現するための動機について考察するのではなく、国内的な社会正義とは区別される「グローバルな正義」を実現する動機について論じるべきではないか、と思われるのである。

グローバルな次元で公正な財の分配に関する合意が存在しないため、グローバルな分配的正義の実現が困難なのであれば、そうした正義を実現する動機を探究する必要性はあまりないであろう。もしそうであれば、分配的正義のような厚い道徳を実現する動機は、ナショナルな文化やアイデンティティに求め、薄い道徳をグローバルな次元で実現するための動機、および他のネイションの自決を尊重し必要であれば援助するための動機について、真正面から取り組むべきなのではないだろうか。国内的な分配的正義とグローバルな正義とを明確に線引きしたうえで、後者の正義を実現する動機を真剣に考察することが求められているのである。

五　結　語

以上、本稿では、タンの議論を批判的に検討することをとおして、グローバルな正義論における秩序構想と動機の問題について考察してきた。

第二章では、グローバルな正義論におけるコスモポリタンとナショナリストとの論争を、秩序構想と動機の問題に

着目しながら概観した。いずれの陣営も、国境を越えた正義を実現する動機については十分な議論を展開できていないことを示した。どちらも、そうした動機として人権の尊重という動機をあげているが、それのみでは人々を十分に行動づけることは困難ではないか、ということある。

第三章では、タンの『境界なき正義』をおもに参照しながら、彼の議論を確認した。タンは、平等主義的なコスモポリタニズムを支持しながらも、それとリベラルなナショナリズムとを架橋しようと試みていた。グローバルな分配的正義の実現を要求するコスモポリタニズムと、ナショナルな文化とナショナルな自己決定を重視するリベラル・ナショナリズムとは相反すると考えられているが、彼によれば、それは間違いだという。彼によると、コスモポリタニズムが「道徳的コスモポリタニズム」や「正義に関する教説としてのコスモポリタニズム」である場合、リベラル・ナショナリズムとは矛盾しないのである。

タンは、目指すべき国際秩序として、平等主義的な国際秩序をあげていた。その国際秩序構想は、グローバルな分配的正義の実現を前提とした秩序構想であった。

また、タンは、国境を越えた正義を実現するための動機に関しては、ネイション形成が道徳的領域の拡大を可能としたのであれば、そうした領域がグローバルに広がる可能性も否定できないだろう、という議論をおこなっていた。

第四章では、タンの議論を批判的に検討し、秩序構想と動機という二つの問題について考察した。第一節では、タンが、コスモポリタニズムとナショナリズムとを架橋し、そのうえで平等主義的な秩序構想を提唱する際、グローバルな社会という一元論的な秩序観を議論の理論的前提としていることを批判した。グローバルな次元で平等に関する合意が存在しないことなどを考えれば、グローバルな分配的正義の単一の構想の導出、およびそれに基づく平等主義的な国際秩序の実現は困難であり、また望ましくもないだろう、と論じたのである。

第二節では、国境を越えた正義を実現する動機に関するタンの議論を批判した。第一節で述べたように、グローバ

ルな次元で公正な財の分配に関する合意が存在しないため、グローバルな分配的正義の実現が困難なのであれば、そうした正義を実現する動機を探究する必要性はあまりない。分配的正義を実現する動機は、ナショナルな文化やアイデンティティから調達し、それよりも薄い道徳をグローバルな次元で実現するための動機について真正面から取り組むべきだと思われる。

本稿の議論で得られた結論は、「分配的正義のような厚い道徳を実現する動機は、ナショナルな文化やアイデンティティに求め、薄い道徳をグローバルな次元で実現するための動機、および他のネイションの自決を尊重し必要であれば援助するための動機について、真剣に取り組むべきだ」というものである。これからは、そうしたグローバルな正義実現の動機を導きだすための議論を本格的に構築していきたいと考えている。

（1）　こうした一連の流れについてはたとえば、伊藤恭彦「グローバル・ジャスティス――公正な地球社会をめざす規範」川崎修編『岩波講座　政治哲学6　政治哲学と現代』、岩波書店、二〇一四年、二二三―二二五頁を参照のこと。

（2）　本稿では、「社会正義」（social justice）という概念を、分配的正義とほぼ同じ意味で用いる。実際、『正義論』以降、分配的正義は、社会正義の別称として用いられてきた。See Boucher, D. and Kelly, P., "Introduction," in Boucher, D. and Kelly, P. (eds.), *Social Justice: From Hume to Walzer*, London: Routledge, 1998, p. 1.〔「序論」飯島昇藏・佐藤正志訳者代表『社会正義論の系譜――ヒュームからウォルツァーまで――』、ナカニシヤ出版、二〇〇二年、三頁〕：伊藤恭彦「正義――他者と私との間柄の正しさ――」有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編『現代規範理論入門――ポスト・リベラリズムの新展開――』、ナカニシヤ出版、二〇〇四年、一一頁。

（3）　Roemer, J. E., *Theories of Distributive Justice*, Cambridge: Harvard University Press, 1996, p. 1.〔木谷忍・川本隆史訳『分配的正義の理論：経済学と倫理学の対話』、木鐸社、二〇〇一年、一一頁〕。なお、本稿では、外国語文献で邦訳書を参照しているものについては、訳語や文体の統一などのために訳文を変更している場合がある。

（4）　See *ibid.*.〔同右〕。

（5） See Rawls, J., *A Theory of Justice,* Revised Edition, Cambridge: Harvard University Press, 1999, pp. 52–56.〔川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論 改訂版』、紀伊國屋書店、二〇一〇年、八三―八九頁〕。

（6） マイケル・ウォルツァー（Michael Walzer）の言葉を借りれば、後者は、分配的正義という厚い（thick）道徳をグローバルに用いることを内包するものであり、前者は、それよりも薄い（thin）道徳をグローバルな次元で実現することを含意するものである。See Walzer, M., *Thick and Thin: Moral Argument at Home and Abroad,* Notre Dame: University of Notre Dame Press, 1994.〔芦川晋・大川正彦訳『道徳の厚みと広がり われわれはどこまで他者の声を聴き取ることができるか』、風行社、二〇〇四年〕。

（7） 動機の問題が重要なのは、もし人々が正義を実現しようと十分に動機づけられていなければ、それを安定的に実現することは困難だからである。たとえば神島裕子は、次のように述べている。「グローバルなミニマムの実現と維持において、人びとは自らや自らの家族、そしてナショナルな同胞などの社会的・経済的シェアが減少する場合でも、他者および他のネイションのために、相応の貢献をしなければならない。だが、自己犠牲をともなうそのような行為には動機が不可欠である」。神島裕子「コスモポリタニズムとの論争」施光恒・黒宮一太編『ナショナリズムの政治学――規範理論への誘い――』、ナカニシヤ出版、二〇〇九年、一〇〇頁。

（8） この論争の邦語での概観としては、押村高『国際政治思想　生存・秩序・正義』、勁草書房、二〇一〇年、九九―一一八頁；白川俊介『ナショナリズムの力 多文化共生世界の構想』、勁草書房、二〇一二年、三六―四三頁を参照のこと。

（9） Brown, C., *International Relations Theory: New Normative Approaches,* New York: Columbia University Press, 1992, p. 12.

（10） 参照、神島「コスモポリタニズムとの論争」、一〇二頁、注二。

（11） See Pogge, T., *World Poverty and Human Rights: Cosmopolitan Responsibilities and Reforms,* Second Edition, Cambridge: Polity Press, 2008, p. 175.〔立岩真也監訳『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか――世界的貧困と人権』、生活書院、二〇一〇年、二六五―二六六頁〕。

（12） リチャード・シャプコット（Richard Shapcott）は、この「一般性」という概念は、「公平性」（impartiality）という概念と（多少の違いはあるものの）ほとんど同じ意味だと述べている。See Shapcott, R., *International Ethics: A Critical Introduction,* Cambridge: Polity Press, 2010, p. 230, n. 1.〔松井康浩・白川俊介・千知岩正継訳『国際倫理学』、岩波書店、二〇一二年、二三頁、注一〕。

(13) *Ibid.*, p. 20.〔同右、二〇頁〕。

(14) このような説明の仕方は、白川『ナショナリズムの力』、三八―四一頁におけるベイツの議論の概観を参考にした。ベイツの主著として、Beitz, C. R., *Political Theory and International Relations*, Princeton: Princeton University Press, 1979.〔進藤榮一訳『国際秩序と正義』、岩波書店、一九八九年〕も参照のこと。

(15) Shapcott, *International Ethics*, p. 21.〔邦訳、二五頁〕。

(16) 施光恒「リベラル・デモクラシーとナショナリティ」施光恒・黒宮一太編『ナショナリズムの政治学――規範理論への誘い――』、ナカニシヤ出版、二〇〇九年、六九頁。この規定にしたがっていえば、本稿の議論は、「ナショナリティの維持・発展に対する政治の関与を一定程度認め肯定」しながらも、「そうした政治に対するリベラルな制約もまた重視」したものである。

(17) なお、リベラル・ナショナリズム論の代表的理論家であるミラーは、「『ネイション』とは、政治的自己決定をおこないたいと強く願う人々の共同体という意味」だと論じている。Miller, D., *On Nationality*, Oxford: Clarendon Press, 1995, p. 19.〔富沢克・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳『ナショナリティについて』、風行社、二〇〇七年、三五頁〕。そのうえで、彼は、ネイションを、「（1）共有された信念と相互関与によって構築され、（2）歴史のなかで長期にわたる広がりをもち、（3）その特性は能動的であり、（4）ある特定の領土に結びついており、そして（5）固有の公共文化によって他の共同体から区別された共同体である」と規定している。*Ibid.*, p. 27.〔同右、四八頁〕。

(18) リベラル・ナショナリズムの社会正義論としては、ミラーの『ナショナリティについて』（*On Nationality*）のほかに、次の文献もとりわけ有名である。Canovan, M., *Nationhood and Political Theory*, Cheltenham: Edward Elgar, 1996, ch. 4. それ以外の議論として、たとえば以下も参照のこと。Tamir, Y., *Liberal Nationalism*, Paperback Edition with a new preface, Princeton: Princeton University Press, 1993, pp. 117–121.〔押村高・高橋愛子・森分大輔・森達也訳『リベラルなナショナリズムとは』、夏目書房、二〇〇六年、二五九―二六五頁〕; Moore, M., "Normative Justifications for Liberal Nationalism: Justice, Democracy, and National Identity," *Nations and Nationalism*, vol. 7, no. 1, 2001, pp. 3–6. こうした議論の邦語での概観として、施光恒「リベラル・ナショナリズム論の意義と展望――多様なリベラル・デモクラシーの花開く世界を目指して」萩原能久編『ポスト・ウォー・シティズンシップの構想力』、慶應義塾大学出版会、二〇〇五年、一五四―一五五頁なども参照されたい。

(19) Kymlicka, W. and Straehle, C., "Cosmopolitanism, Nation-States, and Minority Nationalism," in Kymlicka, W., *Politics in the Vernacular: Nationalism, Multiculturalism, and Citizenship,* Oxford: Oxford University Press, 2001, p. 225.〔「コスモポリタニズム、国民国家、マイノリティ・ナショナリズム」岡崎晴輝・施光恒・竹島博之監訳『土着語の政治 ナショナリズム・多文化主義・シティズンシップ』、法政大学出版局、二〇一二年、三一七頁〕。

(20) See e.g. Miller, D., "Justice and Global Inequality," in Hurrell A. and Woods, N. (eds.), *Inequality, Globalization, and World Politics,* Oxford: Oxford University Press, 1999 Miller, D., *Citizenship and National Identity,* Cambridge: Polity Press, 2000, ch. 10.

(21) リベラル・ナショナリストのグローバルな正義論としては、たとえばMiller, D., *National Responsibility and Global Justice,* Oxford: Oxford University Press, 2007.〔富沢克・伊藤恭彦・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳『国際正義とは何か――グローバル化とネーションとしての責任』、風行社、二〇一一年〕が有名である。ミラーのグローバルな正義論の邦語での概観として、たとえば以下も参照のこと。施光恒「リベラル・ナショナリズムの世界秩序構想――D・ミラーの議論の批判的検討を手がかりとして――」富沢克編『リベラル・ナショナリズム」の再検討――国際比較の観点から見た新しい秩序像――』、ミネルヴァ書房、二〇一二年、一四二―一四三頁；白川俊介「デイヴィッド・ミラーの政治思想を読み解く――国際政治の規範理論として」『政治思想学会会報』第三四号、二〇一二年、八―一〇頁。

(22) 参照、施光恒「ボーダーレス世界を疑う――『国作り』という観点の再評価」中野剛志編『成長なき時代の「国家」を構想する――経済政策のオルタナティヴ・ヴィジョン――』、ナカニシヤ出版、二〇一〇年、三二三―三二四頁；白川『ナショナリズムの力』。

(23) 施「ボーダーレス世界を疑う」、三二四頁。

(24) 参照、神島「コスモポリタニズムとの論争」、一〇〇―一〇一頁。

(25) 同右、一〇一頁。

(26) See Lenard, P. T., "What Is Solidaristic about Global Solidarity?" *Contemporary Political Theory,* vol. 9, 2010, pp. 105–106.

(27) See e. g. Lenard, P. T., "Motivating Cosmopolitanism? A Skeptical View," in Brooks, T. (ed.), *Global Justice and International Affairs,* Leiden: Brill, 2012, pp. 100–107.

(28) 参照、施「リベラル・ナショナリズムの世界秩序構想」、一四四―一五五頁；Shirakawa, S., "A Philosophical Inquiry into

an Emotional Motivation for Global Justice: Based on a Critical Reflection on David Miller's Arguments," *Kwansei Gakuin University Social Sciences Review,* vol. 22, 2018, pp. 42–44.

(29) 施「リベラル・ナショナリズムの世界秩序構想」、一五五頁。

(30) 参照、伊藤「グローバル・ジャスティス」、一三五—一三七頁。

(31) 同右、一三五頁。

(32) See Tan, K. C., *Justice without Borders: Cosmopolitanism, Nationalism and Patriotism,* Cambridge: Cambridge University Press, 2004, pp. 55–61.

(33) See *ibid.*, p. 87.

(34) See *ibid.*, pp. 90–92, 99.

(35) *Ibid.*, p. 99.

(36) *Ibid.*.

(37) See *ibid.*, p. 92.

(38) See *ibid.*, pp. 93–96. ソの区分は、ベイツの議論に基づいている。See Beitz, C. R., "International Liberalism and Distributive Justice: A Survey of Recent Thought," *World Politics,* vol. 51, no. 2, 1999, p. 287. ソうした議論の邦語での概観として、白川「ナショナリズムの力」、四四—四六頁も参照のこと。

(39) Tan, *Justice without Borders,* p. 94.

(40) See *ibid.*, pp. 96–98. ソのような概念の区別は、サミュエル・シェフラー（Samuel Scheffler）の議論に基づいている。See Scheffler, S., *Boundaries and Allegiances: Problems of Justice and Responsibility in Liberal Thought,* Oxford: Oxford University Press, 2001, p. 111.

(41) See Tan, *Justice without Borders,* ch. 6.

(42) See *ibid.*, pp. 110–123.

(43) See *ibid.*, pp. 118–119.

(44) *Ibid.*, p. 121.

(45) See *ibid.*, pp. 123–131.

(46) See *ibid.*, pp. 124–125.

(47) See *ibid.*, pp. 125–126.

(48) See *ibid.*, pp. 103–105. グローバルな正義を実現する動機に関するタンの議論としては、たとえば以下も参照のこと。Tan, K. C., "Boundary Making and Equal Concern," in Barry, C and Pogge, T. W. (eds.), *Global Institutions and Responsibilities: Achieving Global Justice*, Oxford: Blackwell, 2005, pp. 58–61; Tan, K. C., "Cosmopolitanism and Patriotism," in Kymlicka, W. and Walker, K. (eds.), *Rooted Cosmopolitanism: Canada and the World*, Vancouver: UBC Press, 2012, pp. 38–40; Tan, K. C., "Nation-Building and Global Justice," in Leiser, B. M. and Campbell, T. D. (eds.), *Human Rights in Philosophy and Practice*, London: Routledge, 2018, pp. 416–419.

(49) See Tan, "Cosmopolitanism and Patriotism," pp. 39–40; Tan, "Nation-Building and Global Justice," p. 417.

(50) ヌスバウムらの議論としては、たとえば以下を参照のこと。Nussbaum, M. C., "Patriotism and Cosmopolitanism," in Nussbaum, M. C., *For Love of Country: Debating the Limits of Patriotism*, edited by Cohen, J., Boston: Beacon Press, 1996.〔「愛国主義とコスモポリタニズム」辰巳伸知・能川元一訳『国を愛するということ　愛国主義の限界をめぐる論争』、人文書院、二〇〇〇年〕; Osler, A. and Starkey, H., *Changing Citizenship: Democracy and Inclusion in Education*, New York: Open University Press, 2005.〔清田夏代・関芽訳『シティズンシップと教育　変容する世界と市民性』、勁草書房、二〇〇九年〕。コスモポリタン的教育とナショナルな教育との対立について概観したものとして、竹島博之「公教育とナショナリティ――愛国心教育をめぐる議論を題材に――」施光恒・黒宮一太編『ナショナリズムの政治学――規範理論への誘い――』、ナカニシヤ出版、二〇〇九年、一五八―一六〇頁も参照されたい。

(51) ガットマンの議論としては、Gutmann, A., "Democratic Citizenship," in Nussbaum, M. C., *For Love of Country: Debating the Limits of Patriotism*, edited by Cohen, J., Boston: Beacon Press, 1996.〔「民主的市民権」辰巳伸知・能川元一訳『国を愛するということ　愛国主義の限界をめぐる論争』、人文書院、二〇〇〇年〕を参照のこと。

(52) *Ibid.*, p. 70.〔同右、一一三頁〕。

(53) Tan, "Cosmopolitanism and Patriotism," p. 40.

(54) See e.g. Miller, D., *Principles of Social Justice*, Cambridge: Harvard University Press, 1999, pp. 18–19.

(55) See Walzer, *Thick and Thin*, ch. 2.〔邦訳、第二章〕。

(56) *Ibid.*, p. 21.〔同右、四九頁〕。

(57) Walzer, M., *Spheres of Justice: A Defense of Pluralism and Equality*, New York: Basic Books, 1983, p. 31.〔山口晃訳『正義の領分――多元性と平等の擁護――』、而立書房、一九九九年、六一頁〕。

(58) See Tan, *Justice without Borders*, p. 103. タンはこうした反論をおこなう際、ヌスバウムやアマルティア・セン（Amartya Sen）の議論を参考にしている。彼女らの議論としては、Sen, A., *Development as Freedom*, Oxford: Oxford University Press, 1999, ch. 4.〔石塚雅彦訳『自由と経済開発』、日本経済新聞出版社、二〇〇〇年、第四章〕; Nussbaum, M. C., *Women and Human Development: The Capabilities Approach*, Cambridge: Cambridge University Press, 2000, ch. 1.〔池本幸生・田口ゆうき・坪井ひろみ訳『女性と人間開発』、岩波書店、二〇〇五年、第一章〕を参照のこと。

(59) See Miller, *National Responsibility and Global Justice*, pp. 67–68.〔邦訳、八二―八四頁〕。

(60) *Ibid.*, p. 67.〔同右、八三頁〕。

(61) See Tan, *Justice without Borders*, pp. 100–101.

(62) 本当に資源の平等を実現しようとすれば、ナショナルな文化の一部は維持できなくなってしまうのではないか、とタンを批判したものとして、次も参照のこと。Walker, C., "A Troubled Reconciliation: A Critical Assessment of Tan's Liberal Cosmopolitanism," *Critical Review of International Social and Political Philosophy*, vol. 15, no. 1, 2012, pp. 68–70.

(63) グローバルな平等とナショナルな自己決定に関するミラーの議論としては、Miller, *National Responsibility and Global Justice*, pp. 68–75.〔邦訳、八四―九一頁〕を参照のこと。

(64) See Tan, *Justice without Borders*, pp. 191–193. 上原賢司によれば、タンのような「コスモポリタンの議論においては、グローバルな分配的正義の枠組みが、何よりもまず欠かせない出発点となる」という。上原賢司『グローバルな正義――国境を越えた分配的正義』、風行社、二〇一七年、二一四頁、注四七。

(65) See Lenard, P. T. and Moore, M., "A Defence of Moderate Cosmopolitanism and/or Liberal Nationalism," in Kymlikca, W. and Walker, K. (eds.), *Rooted Cosmopolitanism: Canada and the World*, Vancouver: UBC Press, pp. 56–57. レナードとムーアは決して、特別な義務がいつも一般的な義務より優先されなければならないと主張しているわけではない。See *ibid.*, p. 63.

(66) ここで付言しておかなければならないのは、タンがその著書『正義・制度・運』（*Justice, Institutions, and Luck*）において、「制度的運の平等論」（institutional luck egalitarianism）と呼ばれる議論を展開していることである。See Tan, K. C.,

Justice, Institutions, and Luck: The Site, Ground, and Scope of Equality, Oxford: Oxford University Press, 2012. この著書で彼は、ナショナリティの共有に基づく特別な義務は、「グローバルな背景的正義」（background global justice）のもとでは許容されると論じている。See *ibid.*, pp. 173–181. 彼の議論は、以下のようなものである。すなわち、制度的運の平等論では、運の平等論は、個人ではなく制度、つまりグローバルな基本構造に適用され、グローバルな分配的正義の原理は、そのような制度のみを主題とすることとなる。そこでは、ネイションの活動の背景的枠組みたるグローバルな基本構造がそうした正義に適ったものでありさえすれば、各ネイションは独自の社会正義を追求することができる。いい換えれば、正義に適ったグローバルな基本構造の枠内では、各ネイションが自決を達成する余地が残され得る。このようなタンの議論は、大変興味深いものである。しかしながら、本稿の主眼はあくまでも『境界なき正義』におけるタンの議論を批判的に検討することに置かれているため、以上のような議論の検討には立ち入らないこととする。そのため、この『正義・制度・運』については、ここで若干言及するに留めたい。タンの制度的運の平等論への批判としては、Inoue, A., “Can Luck Egalitarianism Serve as a Basis for Distributive Justice? A Critique of Kok-Chor Tan’s Institutional Luck Egalitarianism,” *Law and Philosophy*, vol. 35, no. 4, pp. 404–413 を参照のこと。ここでのタンの議論を邦語で概観したものとして、井上彰「運の平等論とカタストロフィ」『立命館言語文化研究』第二六巻第四号、二三九、二四三―二四四頁も参照されたい。また、基本構造論に基づくグローバルな分配的正義論を概観したものとして、上原「グローバルな正義」、一二〇―一二八頁も参照。

(67) See Miller, D., “The Limits of Cosmopolitan Justice,” in Mapel, D. R. and Nardin, T. (eds.), *International Society: Diverse Ethical Perspectives*, Princeton: Princeton University Press, 1998, pp. 169–171; Feinberg, J., “Noncomparative Justice,” *Philosophical Review*, vol. 83, no. 3, 1974.〔「無比較的正義」嶋津格・飯田亘之編／監訳『倫理学と法学の架橋　ファインバーグ論文選』、東信堂、二〇一八年〕。こうした議論の邦語での概観として、松元雅和「パトリオティズムとコスモポリタニズムの人権擁護」萩原能久編『ポスト・ウォー・シティズンシップの構想力』、慶應義塾大学出版会、二〇〇五年、一八三―一八六頁；白川「ナショナリズムの力」、四七―四八頁も参照のこと。

(68) たとえば、ダニエル・A・ベル（Daniel A. Bell）も、人権には、普遍的な要素と文化特殊的な要素とが含まれると論じている。See Bell, D. A., *East Meets West: Human Rights and Democracy in East Asia*, Princeton: Princeton University Press, 2000, ch. 1.〔施光恒・蓮見二郎訳『「アジア的価値」とリベラル・デモクラシー――東洋と西洋の対話』、風行社、二〇〇六年、第一章〕。

(69) See e. g. Miller, *National Responsibility and Global Justice*, pp. 178-185.〔邦訳、二一五―二二一頁〕。

(70) *Ibid.*, p. 179.〔同右、二一六頁〕。

(71) 参照、施「リベラル・デモクラシーとナショナリティ」、七八―七九頁；施「ボーダーレス世界を疑う」、三二二―三二四頁。施は、次のように述べている。「移民政策のコントロール権を受入国に認めることの反面として、たとえば、その国に対しては、経済的理由から移民にならざるをえない人びとが他国になるべく生じないように、すなわち人びとが自分たちの馴染みやすい環境で一定程度豊かな暮らしを営めるように、経済的移民の送り出し国に対する国作りの援助が強く要請されるようになる」。施「リベラル・デモクラシーとナショナリティ」、七八―七九頁。なお、強調しておきたいのは、ここでの国作りの援助（ナショナルな自決の達成の援助）という語が、各ネイションが「ナショナルな自決」を完全に達成できるまで支援することを含意しないということである。本稿における国作りの援助とは、「各ネイションが『ナショナルな自決』への努力を行っていくための条件整備」を意味する。同右、七八頁。

(72) ポッゲは、タンが「リベラル」という概念を狭く解釈してしまっていることを指摘している。See Pogge, T. W., "Review: Justice without Borders: Cosmopolitanism, Nationalism and Patriotism," *Mind*, vol. 115, no. 458, p. 497.

(73) See Kymlicka, W., "Education for Citizenship," in his *Politics in the Vernacular: Nationalism, Multiculturalism, and Citizenship*, Oxford: Oxford University Press, 2001, pp. 311-316.〔「シティズンシップ教育」岡崎晴輝・施光恒・竹島博之監訳『土着語の政治 ナショナリズム・多文化主義・シティズンシップ』、法政大学出版局、二〇一二年、四三七―四四四頁〕。

藤原　拓広（ふじわら　たくひろ）
所属・現職　九州大学大学院地球社会統合科学府博士後期課程
最終学歴　九州大学大学院地球社会統合科学府修士課程
所属学会　総合文化学会・日本国際文化学会
専攻領域　政治哲学